

# 郡山市公園愛護協力会

## 活動の手引き



令和7年2月

公園緑地課

～目 次～

- (1) 公園愛護協力会とは
- (2) 主な活動内容
- (3) 市の支援
- (4) 活動中の保険
- (5) 1年間の流れ

## **(1) 公園愛護協力会とは**

公園愛護協力会は、市民が公園や緑地を快適で安全に利用できるように、市と地域住民の皆さんが協力して、公園の美化や健全利用の促進を図るとともに、公園管理の適正化や効率化を目的に結成いただいた団体です。

本市においては、昭和 57 年に設立された団体が最初であり、設立から 40 年以上経過しました。また、令和 7 年 2 月 1 日現在、市管理の都市公園数 332 公園のうち、公園愛護協力会が結成されている公園数は 210 公園で、全体の割合としては、約 63%となっております。

## **(2) 主な活動内容**

市内には、市を代表する開成山公園のような大きな公園から、開発行為によって作られた小さい公園まで、たくさんの公園があります。これら公園について多くの市民の方々が、休息や鑑賞、遊戯、運動、その他レクリエーションなど、さまざまな活動を行っています。

公園は、市民の皆さんの共通の財産であり、地域でできることは地域で行い、地域でできないことは市が行うことを基本的な考え方として、公園の価値を高めていきたいと考えています。

## 《具体的な活動》

### 1) 除 草

除草の目的は、草を取り除くことで、害虫発生の防止や公園内の見通しを確保したり、美観を良くすることです。

状況に応じて無理なくできる範囲の除草をお願いします。

### 2) 清 掃

公園は、市民が憩い、子どもたちが集う場所です。

利用する皆さんが気持ちよく過ごせる「きれいな公園」となるよう、定期的な清掃をお願いします。

活動により出た草やごみについては、郡山市公園緑地課（924-2361）で委託する業者が回収しますので、電話やFAX、またはオンライン申請などでご連絡ください。

トイレの清掃については、郡山市資源循環課（924-2751）で委託する業者が、概ね週 2～3 回清掃を行っています。

ゴミ回収オンライン申請は  
コチラから↓



### 3) 遊具や樹木などの見回り、点検

本市では、定期的に公園施設や遊具の点検、修繕を行っていますが、いたずらや破壊行為などがなくなるのが現状です。

公園愛護協力会の皆さんが、日ごろの活動の中で、遊具や樹木の異常など、気付いた点がございましたら、速やかに郡山市公園緑地課（924-2361）または、ココナビこおりやまでご連絡ください。

※ココナビこおりやまについては、郡山市のウェブサイトをご覧ください。

ココナビこおりやま  
詳しくはコチラ↓



## 4) 公園利用者への声掛け

公園内で、「子どもが危険な遊びをしている」、「犬のリードを外している」、「ごみを放置したまま帰ろうとしている」など、公園利用に支障のある行為を見つけた場合は、できる範囲での声掛けをお願いします。

### 【注意事項】

公園利用者への声掛けは、相手の状況によっては、トラブルにつながる可能性があります。

注意される側は、感情的になりやすいため、言葉づかいや相手の行動に注意し、複数の人で対応するなど、御自身に危険が及ばないよう十分に注意し、できる範囲での指導をお願いします。

(声掛けする時の注意点)

- ・できるだけ複数の人で声をかける。
- ・自分からあいさつをし、名乗るようにする。
- ・やさしい口調で話しかける。
- ・聞き入れてくれない場合は、それ以上無理に注意しない。

## (3) 市の支援

本市では、愛護協力会の活動に対して、公園・緑地の管理面積に応じた報償金を支給するとともに、ごみ袋の配布や作業に必要な物品の貸出しなどを行っております。

### 1) 報償金

※年に1度、活動実績報告書提出後にお支払いしています。

算出基準	支給額
① 均等割額（基本支給額）	<u>10,000</u> 円/年
② 面積割額（活動区域）	<u>1 m<sup>2</sup>あたり 5</u> 円/年 (面積 12,000 m <sup>2</sup> を限度)

※ 上表は、1年間活動いただいた場合の支給額であり、新規結成や解散時においては、支給額が異なります。

【注意事項】

報償金の使途

報償金は、愛護協力会の活動に対する謝礼としてお支払いするものですので、その使途については限定しておりません。

しかし、愛護協力会の会員の方などから、「報償金の使途が適切でない」旨のご連絡をいただくところもありますので、報償金の収支について各愛護協力会において収支報告を適切に行うなど、会員の皆様のご理解をいただきながら活動するようお願いいたします。

2) 物品支援 ※必要に応じて物品の支給や貸出しをします。

支給する物品	ごみ袋 (45ℓ)
貸出しする物品	竹ぼうき、熊手、ごみばさみ 高枝切りばさみ、刈払機 (肩掛式) 2 台 自走式草刈機 2 台

- ・ごみ袋の支給は、郡山市公園緑地課窓口で受付いただき、必要枚数をその場でお渡しします。
- ・貸出しする物品は、郡山市公園緑地課 (924-2361) で受付いただき、希望日にあわせて貸出しします。貸出し希望日が他の団体と重複する場合には、希望に添えない場合もありますので、事前にご連絡ください。
- ・物品によって貸与場所が異なる場合があります。
- ・その他、貸出ししてほしい物品があれば郡山市公園緑地課 (924-2361) までご相談ください。
- ・アメリカシロヒトリ等の発生の際は、枝の切り落としによる捕殺を推奨しています。
- ・輸送手段を確保できる愛護協力会に、自走式草刈機を貸出します。  
(時間 8:30~16:30)

## (4) 活動中の保険

本市では、活動中のケガや物損など事故に備えた「郡山市まちづくり活動保険制度」があります。

### 「郡山市まちづくり活動保険制度」とは

この制度は、市民の皆さんが安心して町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動を行えるよう、市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償するものです。

※市民公益活動とは、市民の皆さんが自発的に行う公益性のある活動です。

### 1) 加入手続き

⇒郡山市が市全体の市民活動を対象に加入しており、皆さんの事前の加入手続きは必要ありません。

### 2) 保険料

⇒市が保険料を負担し、皆さんが保険料を支払う必要はありません。

### 3) 万が一事故が発生した場合

⇒郡山市公園緑地課（924-2361）までご連絡ください。

保険料を請求する際には、事故発生の状況（時間、場所、現地写真など）や事故を証明できる人の氏名、連絡先などが必要となります。

### 4) 保険の種類と補償内容

⇒詳しくは、郡山市のウェブサイトから「まちづくり活動保険制度」で検索ください。

まちづくり活動保険制度  
くわしくはコチラ↓



#### 【注意事項】

##### 保険の対象について

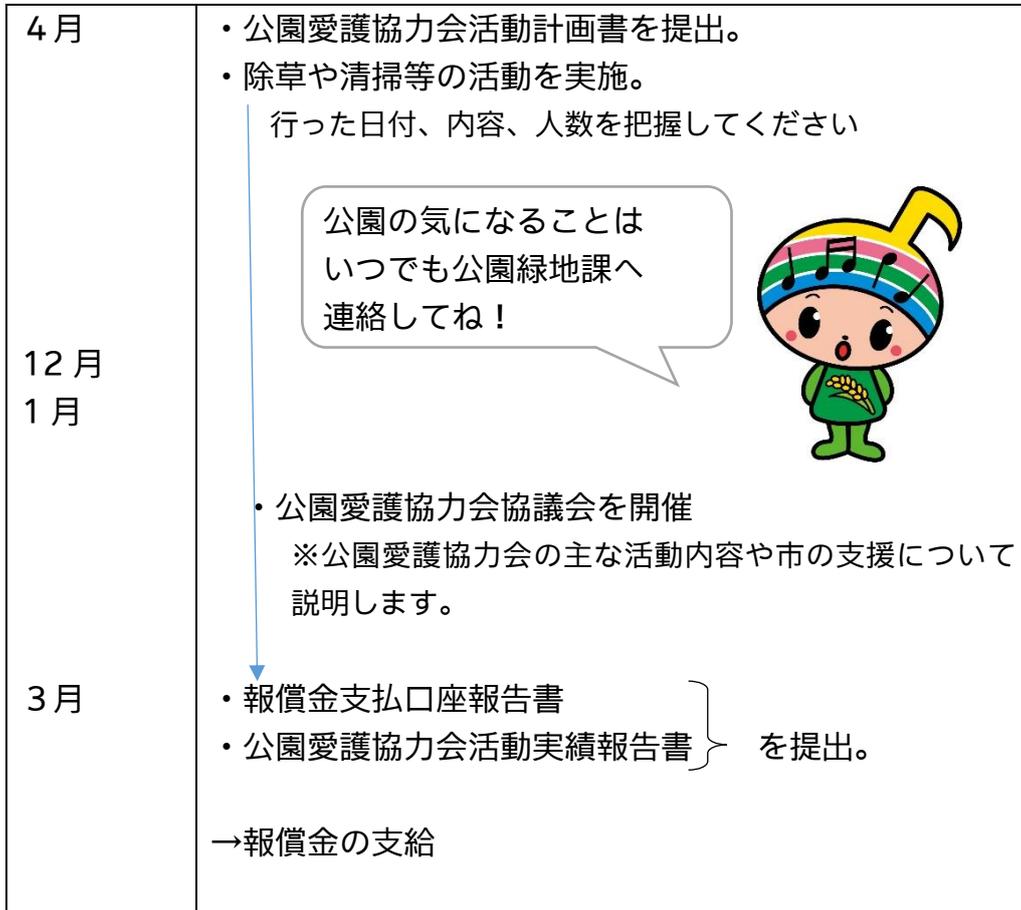
活動や事故が保険の要件を満たしているかなどについて、市と保険会社が審査を行い、要件を満たしている場合には保険金が支払われます。

ただし、内容によっては、保険の対象外となる場合がありますのでご了承ください。

## (5) 1年間の流れ

主な公園愛護協力会の活動の流れを紹介します。

参考としてください。



※役員の変更が生じた際は、速やかに役員変更届を提出してください

お問い合わせ 郡山市都市構想部公園緑地課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号(本庁舎3階)

TEL 024-924-2361

FAX 024-938-2720

e-mail kouenryokuchi@city.koriyama.lg.jp